

# クレーム申立期間の変更について

## 【 2025年3月29日開催まで継続 】

物流の2024年問題は依然として存在し、規約通りのクレーム申し立て期間内に落札店様へ車両が到着しないケースが未だ見受けられます。当会場では、2024年12月末日までの限定対応としてクレームの申し立て期間を変更してまいりましたが、今年度末まで下記変更を継続します。各位におかれましては、ご一読いただき、ご理解の上、セリにご参加いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

### ＪＵ岐阜羽島オートオークション規約「第10章 第3条クレーム受付期間」

基本となるクレーム申し立て期間として

「原則としてオークション開催日、もしくは即決落札日を含めて**5日以内**とする。ただし、遠隔地会員（北海道・東北・関東・甲信越・静岡・大阪・兵庫・和歌山・中国・四国・九州・沖縄および離島）については**7日以内**とする。また、クレーム期間の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日が当社の休業日に当たる場合は、翌営業日までを申立期間と定める。」

### クレーム申し立て期間

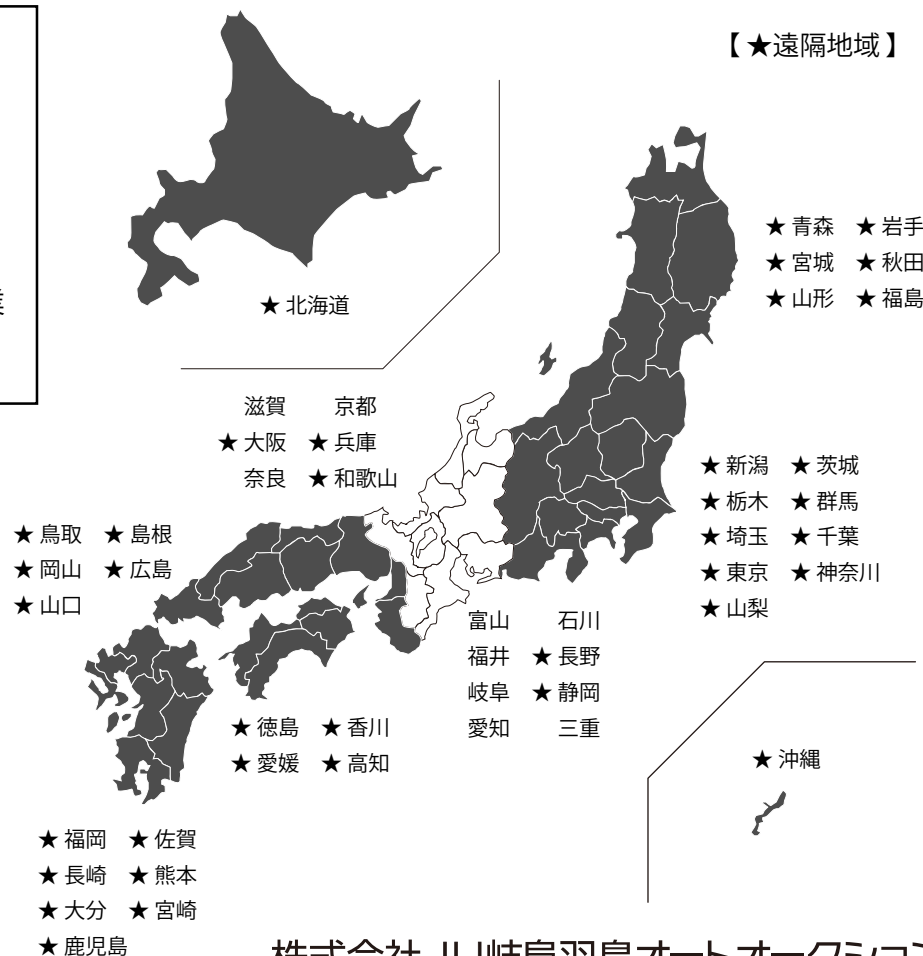
**原則 5日以内 → 7日以内**

**遠隔地会員 7日以内 → 10日以内**

（最終日が当社の休業日に当たる場合は翌営業日まで）

尚、上記以上となる場合は**7日以内**にご連絡ください。

陸送状況を当社にて確認の上、可否判断をさせていただきます。



株式会社JU岐阜羽島オートオークション

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町2211番地 TEL 058-398-5100